

序章 こどもに冷たい日本社会



1 こどもが泣いている

「本当は離婚なんてしてほしくない。
自分にとってはいいお父さんなんだ！」



これは、親が離婚しようとしている小学生の男の子が、母親の代理人弁護士に対して泣きながら訴えた声である。

多くのこどもにとって、親が離婚や別居をするということは、自分の人生が大きく変わる一大事件である。親の離婚や別居に直面したこどもの受け止め方は様々であり、安心してほった気持ちになるこどももいれば、不安な気持ちでいっぱいになり心の中で人知れず涙の雨を降らせているこどももいる。

しかしながら、親は自分自身のことしか考える余裕がなく、こどもの心の叫びに気付いていない。そのような親は、こどもを心と人格をもった一人の人間として尊重しておらず、あたかも自分の持ち物であるかのように扱ってしまっている。

厚生労働省の調査によれば、1年間の離婚件数は約20万件で、このうち未成年のこどもがいる離婚は、全体の約60%を占めている。

毎日、日本全国のどこかで、親が離婚したことによって心を痛めているこどもがいるにもかかわらず、こどもの声を代弁する者がいないのが実情である。冒頭の少年の声は、こうした日本社会の由々しき事態を如実に物語っている。

2 法は家庭に入らず

もっとも、従来の社会は、涙の雨を降らせているこどもに対して傘を差し出すことをしなかった。その理由は、「法は家庭に入らず」という古代ローマ法に由来する考え方が社会に深く根付いていたからである。

これは、家庭内の問題については法が関与せず、自治的解決にゆだねるべきという考え方である。離婚や別居は個人や家族の問題であるため、「民」vs「民」の問題に「公」である行政が介入すべきではないという固定観念が社会全体に浸透していた。いわば、離婚のテーマは、長い間、行政からタブー視されていたのである。

一方、諸外国では、日本よりもかなり早い時期から、離婚時のこどもを支援する行政や司法のシステムが十分位置付いていた。たとえば、養育費確保支援策として、養育費の立替払いや強制徴収の制度が導入されている。

このように、先進国であるはずの日本は、離婚等のこども養育支援の分野においては極めて後進国であり、従来の固定観念に縛られて、長い間、こどもに冷たい社会を放置し続けたのである。



